

## ふれあい・いきいきサロン助成金

| サロンの内容   | サロンの対象者   | 助成額と助成の要件等   |
|--|---|--|
| <p>地域の高齢者等が歩いていける場所（高齢者等外出支援事業として実施する場合を除き、集会所、民家、公園など）を活用して、引きこもりにならないよう、ふれあいを通して生きがいを持ち、仲間づくりの輪を広げるとともに介護予防を行い、心身機能の維持向上を図る。</p> | <p>1人暮らし（昼間のみの場合を含む）、軽度認知症の高齢者、障がい者等、地域の実情に合わせて選定された者</p> | <p>次の要件をすべて満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンの人数：1グループ概ね5人以上20人以下で結成されていること。</li> <li>・サロン設置期間：年間5か月以上継続して設置されていること。</li> </ul> <p>(1)導入期基本助成…新規に結成したサロンで上記の要件を満たしているもの（サロンの分割による場合を除く。）に対して、3年を限度として年額10,000円を助成する。</p> <p>(2)活動実績助成…①サロン会員が5人以上参加し、交流する会合<br/>②サロン会員のおおむね全員に対して、安否確認の電話または訪問を実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金額…助成対象サロン事業（上記①②）と外出支援事業を加えて、年5回以上実施した場合、外出支援の回数を除いた回数に1,000円を乗じた金額<br/>ただし、12,000円を上限とする。</li> </ul> <p>※助成対象期間：令和4年1月1日～12月31日</p> |